

地域企業経営支援金 募集要項

1 概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けている中小企業者の事業継続を支援するため、感染症対策等に取り組みながら事業継続を図ろうとする中小企業者に対し、支援金を支給するものです。

2 支給対象者

申請できるのは、次の(1)～(5)に全て該当する者とします。

申請は1事業者1回のみとなります。(複数店舗を分けて申請することはできません)

(1) 中小企業者(個人事業主や同規模の法人・組合を含む)であること

中小企業者とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する会社及び個人(ただし宿泊業にあっては、中小企業支援法施行令(昭和38年政令第334号)の旅館業の規定による)をいいます(下記表のとおり)。

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
小売業、飲食業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
宿泊業	5,000万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業・建設業・運輸業・その他	3億円以下	300人以下

※上記の表に該当する法人や組合も申請することができます。

(例：特定非営利活動法人、一般社団法人、社会福祉法人、医療法人 等)

※本支援金の対象業種以外を主たる業種として営んでいる場合、その主たる業種の資本金の額や従業員の数で中小企業者に当てはまるかを判断します。

(例：建設業が主たる業種であるが、飲食店を営んでいる場合等は、建設業の基準で判定。)

(2) 商工団体が管轄する区域(岩手県内に限る)に店舗(事業所)を有すること

- 対象となる店舗(事業所)が所在する区域の商工団体(商工会議所・商工会)に申請を行ってください。
- 複数の市町村にまたがって店舗が所在している場合は、主たる店舗が所在する区域を管轄する商工団体(商工会議所・商工会)に一括で申請してください。

(※店舗ごとに異なる商工団体に申請することはできません)

- 本社の所在地が県外であっても、対象業種を営む店舗(事業所)が岩手県内にあれば申請できます。

(3) 対象業種（飲食業・小売業・サービス業）を営む店舗（事業所）を有すること

- **対象業種一覧表に該当する業種**を営む店舗（事業所）を対象とします。
- 下記の対象業種以外を主たる業種として営んでいる場合でも、対象業種を営む店舗等を有しており、その事業の実態（取引台帳、許認可等（写真・HPのみは不可））が確認できれば、対象となる場合があります。（例）主たる業種は製造業（卸売業）だが、小売業も営む店舗がある場合
- 「運転代行業（中分類 79）」、「自動車等の移動販売等による事業所（中分類 56～60、77）」にあっては、開業届等で届出のある住所を店舗とみなします。

【対象業種一覧表】

大分類	中分類
G（情報通信業）の一部	38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット付随サービス 41 映像・音声・文字情報制作業
H（運輸業、郵便業）の一部	43 道路旅客運送業 ただし、小分類 431 一般乗合旅客自動車運送業を除く。 44 道路貨物運送業
I（卸売業、小売業）の一部	56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業
J（金融業・保険業）の一部	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 67 保険業（保険媒介代理業、保健サービス業を含む）
K（不動産業、物品賃貸業）	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業
L（学術研究、専門・技術サービス業）	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業（他に分類されないもの） 73 広告業 74 技術サービス業（他に分類されないもの）
M（宿泊業、飲食サービス業）	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N（生活関連サービス業・娯楽業）	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
O（教育、学習支援業）	81 学校教育 82 その他の教育，学習支援業
P（医療、福祉）	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
R（サービス業）の一部	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 95 その他のサービス業

※総務省「日本標準産業分類（平成 21 年 3 月 23 日告示第 175 号（平成 25 年 10 月改定））」に基づく分類となります。

(4) 売上減少要件

○ 令和2年11月から令和3年3月の間の売上について、次のいずれかに該当していること。

- ① いずれか一月の売上が前年同月と比較して50%以上減少している者
- ② いずれかの連続する3か月の売上の合計が前年同期と比較して30%以上減少している者

※ 対象店舗以外の売上も含む事業者全体の売上で比較します。

※ 創業等で前年の売上が存在しない者にあつては、売上を比較する月の直近までのいずれか一月の売上、若しくはいずれかの連続する3か月の売上の合計を用いることとします（具体例は5ページの「新規創業者等の特例」を参照ください）。

※ 比較する前年の売上が、すでに新型コロナウイルス感染症の影響を受けて減少した者にあつては、その前年の売上を用いることができます。

【参 考】 売上減少要件確認の例について

○ 原則的な例

R1.11月～R2.3月とR2.11月～R3.3月の中で、連続する3か月同士の売上・合計額を比較し、いずれか一月が50%以上減少※または売上合計が30%以上減少していること。

※ 50%以上減少し、3か月の合計額も前年対象月より減少していること。

11月～1月を選択した場合

前年同期			今期			} どちらか一月が 50%以上減少(※) または 30%以上減少	
R1	11月		↔	R2	11月		}
R1	12月		↔	R2	12月		
R2	1月		↔	R3	1月		
合計			↔	合計			→

12月～2月を選択した場合

前年同期			今期			} どちらか一月が 50%以上減少(※) または 30%以上減少	
R1	12月		↔	R2	12月		}
R2	1月		↔	R3	1月		
R2	2月		↔	R3	2月		
合計			↔	合計			→

1月～3月の3か月を選択した場合

前年同期			今期			} どちらか一月が 50%以上減少(※) または 30%以上減少	
R2	1月		↔	R3	1月		}
R2	2月		↔	R3	2月		
R2	3月		↔	R3	3月		
合計			↔	合計			→

■①50%要件の例

R1	11月	124,500
R1	12月	157,500
R2	1月	165,760
合計		447,760

R2	11月	100,540
R2	12月	65,200
R3	1月	183,000
合計		348,740

減少率	要件
19.2%	
58.6%	○
-10.4%	
22.1%	

<参考> 減少率の計算方法

11月 $(124,000 - 105,540) \div 124,000 \times 100 = 19.2$ (%) 小数第1位まで記入

12月 $(157,500 - 65,200) \div 157,750 \times 100 = 58.6$ (%) 同

1月 $(165,760 - 183,000) \div 165,760 \times 100 = -10.4$ (%) 同

合計 $(447,760 - 348,740) \div 447,760 \times 100 = 22.1$ (%) 同

1月は前年より売上が増えていますが、12月に50%要件を満たし、3か月合計も減少しているため対象となります。

■②30%要件の例

R1	11月	124,500
R1	12月	157,500
R2	1月	165,760
合計		447,760

R2	11月	75,000
R2	12月	120,000
R3	1月	110,000
合計		305,000

減少率	要件
39.8%	
23.8%	
33.6%	
31.9%	○

単月比較で50%以上減少している月はありませんが、3か月合計が31.9%減少で30%要件を満たすため対象となります。

■①50%要件・②30%要件の両方満たす例

R1	11月	124,500
R1	12月	157,500
R2	1月	165,760
合計		447,760

R2	11月	61,050
R2	12月	84,600
R3	1月	110,000
合計		255,650

減少率	要件
51.0%	○
46.3%	
33.6%	
42.9%	○

対象となります。

■売上減少要件を満たすが、支給対象外の例

R1	11月	256,000
R1	12月	242,000
R2	1月	195,000
合計		693,000

R2	11月	120,000
R2	12月	560,000
R3	1月	125,000
合計		805,000

減少率	要件
53.1%	○
-131.4%	
35.9%	
-16.2%	×

11月に50%以上減少していますが、12月に売上が大幅に増え、結果的に3か月合計が減少していないため対象外となります。

○ **白色申告者の特例**

原則として、白色申告を行っている場合には、R1年の売上月（11月、12月）、R2年の売上月（1月～12月）については、年間平均売上額を対象月の売上として計算してください。

(※) ただし、R3. 1～3月の売上は、売上台帳等の任意の書類で可。

■白色申告の場合の特例

前年同期			今期			減少率	要件
R1	11月	300,000	R2	11月	200,000	33.3%	
R1	12月	300,000	R2	12月	200,000	33.3%	
R2	1月	200,000	R3	1月	111,100	44.5%	
合計		800,000	合計		511,100	36.1%	○
R2	1月	200,000	R3	1月	110,000	45.0%	
R2	2月	200,000	R3	2月	120,000	40.0%	
R2	3月	200,000	R3	3月	136,500	31.8%	
合計		600,000	合計		366,500	38.9%	○

R1年度とR2年度の売上については、年間売上額の平均額を各月の売上とします。

(例) 令和1年 売上3,600,000 ÷ 12か月 = 300,000

令和2年 売上2,400,000 ÷ 12か月 = 200,000

R3年1月～3月の売上は、売上台帳等の任意の書類で可とします。

- 平均額に1円未満の端数が生じる場合は、切り捨ててください。

(例) $5,623,100 \div 12 \text{ か月} = 468,591.666\dots \rightarrow 468,591 \text{ 円}$

- 年度途中で創業している場合は、その年度の営業月数で平均を算出してください。

(例) 令和2年4月創業 / 令和2年売上 : $2,700,000 \text{ 円} \div 9 \text{ (4~12月)} = 300,000 \text{ 円}$

<例外>

「税理士」や「商工会議所・商工会」を通じて帳簿を作成している場合には、月別の売上を用いても構いません。

※ 申告書や収支内訳書に加入団体名や税理士等の記入があるような場合に限る。

※ ご自身で付けている帳簿や売上データは対象になりません。(ただし、R3.1月～3月の売上は売上台帳等の任意の書類で可)

住所		フリガナ氏名		依頼税理士等	事務所所在地	
事業所所在地		電話番号 (自宅) (事業用)			氏名 (名称)	
業種名	屋号	加入団体名			電話番号	

○ **新規創業者等の特例**（前年の売上が存在しない者の特例）

前年の売上が存在しない者においては、比較月の直近までのいずれか一月の売上、若しくは、いずれかの連続する3か月の売上の合計を算定に用いることができます。（どちらを用いても構いません）

※ 一月の売上を対象期間の売上と比較する際には、一月の売上を前年同期の売上とみなして、算定を行います。

■R2.4月に開業した者の例①→R2.5月の売上を前年の同期売上とみなし、今期11月～1月と比較

前年同期			今期		減少率	要件	
R2	5月	300,000	R2	11月	250,000	16.7%	
R2	5月	300,000	R2	12月	120,000	60.0%	○
R2	5月	300,000	R3	1月	180,000	40.0%	
合計			合計		550,000	38.9%	

■R2.4月に開業した者の例②→7月～9月を前年の同期売上とみなし、今期11月～1月と比較

前年同期			今期		減少率	要件	
R2	7月	320,000	R2	11月	250,000	21.9%	
R2	8月	280,000	R2	12月	190,000	32.1%	
R2	9月	340,000	R3	1月	180,000	47.1%	
合計			合計		620,000	34.0%	○

■R3.1月に開業した者の例→R3.1月の売上を前年同期の売上とみなし、今期2月・3月と比較

前年同期			今期		減少率	要件	
R3	1月	300,000	R3	2月	150,000	50.0%	○
R3	1月	300,000	R3	3月	200,000	33.3%	
合計			合計		350,000		

※ 対象期間内の比較可能な月数に応じて売上減少額を算定します。（R3.2月創業の場合は一月分）

・原則、創業日は、以下で判断します（商号や屋号の変更、店舗の移転等は、創業に該当しません）

法人…「履歴事項全部証明書」の会社設立の年月日

個人…「開業届」に記載されている開業日（×税務印の受領日ではありません）

※ 開業届を提出していない場合は、税務署に開業届を提出してから申請してください。

※ 前年の売上が存在しない者であって、創業日の取扱いに不都合がある場合には、個別に相談してください。

●新規創業者の特例対象・非対象の判断 【一度、商工会・商工会議所にご相談ください。】

①～R1.11.1までに新規創業した者→ ×特例対象外（通常の比較が可能）

②R1.11.2～R1.12.1の間に新規創業した者→ ×特例対象外（12月～3月の比較が可能）

③R1.12.2～R2.1.1の間に新規創業した者→ ×特例対象外（1月～3月の比較が可能）

④R2.1.2以降に新規創業した者

→ 創業から今期の売上比較月の前月までの間の「いずれか一月の売上」 または
創業から今期の売上比較月の前月までの間の「いずれか連続する3か月売上」
を前年同期の売上として比較することができる

(5) その他要件

- 新型コロナウイルス感染症対策若しくは業態・業種転換に取り組んでいること。
- 支援金受給後も、事業を継続する意思があること。
- 個人事業主の場合は、令和2年分の所得税の確定申告を行っていること（令和3年1月以降に創業した者にあつてはこの限りではない）。
※法人の場合は、決算期に応じた直近の期の法人税確定申告を行っていること。
- 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人でないこと。
- 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。
- 宗教上の組織若しくは団体でないこと。
- 関係法令を遵守していること。
- 暴力団※でなく、その構成員が暴力団員※でないこと。また、暴力団及び暴力団員が経営に関与していないこと。（※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条（平成3年法律第77号）に規定するもの）

申請額（支援金の額）は、次の（1）～（4）によって算定します。

※ 創業等で前年の売上が存在しない者にあつては（5）を参照ください。

(1) 売上減少額の算定

- 令和2年11月から令和3年3月の間で、連続する3ヶ月（例：11月～1月）の売上の合計を前年の同期間の売上の合計から差し引いた額を算出します。
※ 1,000円未満の端数が発生する場合は切り捨てます。
※ 白色申告者にあつては、月平均の売上げを算定に用いることができます。

比較対象期間の前年同期の 売上の合計	—	令和2年11月～令和3年3月の対象期 間のうち連続する3ヶ月の売上の合計	=	売上減少額
-----------------------	---	---	---	-------

(2) 対象店舗の確認

- 対象業種を営む店舗の名称・住所・業種・TELを記入してください。
- 自宅兼店舗も対象となりますが、倉庫や会議室などは店舗に含みません。
- 5店舗以上有する場合は、任意の5店舗を記入してください。
（申請は1事業者1回のみであり、複数店舗を分けて申請することはできません）。
- 同一施設内であっても店舗の区画が独立し、会計が区画ごとに完結できる場合にはそれぞれ、1店舗として扱います。

(3) 申請限度額の確認

- 1事業者あたりの支援金の上限（申請限度額）は、以下の「基準額」と「上限額」のいずれか【低い額】となります。

「基準額」：対象店舗数（上限 5 店舗）×40 万円

「上限額」：法人及び組合：200 万円、個人事業主：100 万円

(4) 申請額の算定

- 申請額（支援金の額）は、「(1) 売上減少額」と「(3) 申請限度額」のいずれか【低い額】となります。

■ 申請額の確認

売上減少額 (C)	235,000 円
申請限度額 (H)	400,000 円

申請額 (I)	235,000 円
---------	-----------

減少額の方が低い→申請額：235,000 円

■ 申請額の確認

売上減少額 (C)	1,134,000 円
申請限度額 (H)	800,000 円

申請額 (I)	800,000 円
---------	-----------

上限額の方が低い→申請額：800,000 円

例 1：令和 2 年 11 月から令和 3 年 1 月の対象期間売上 70 万円、前年同期売上 100 万円の場合

令和元年度												
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円								30	50	20		
									期間合計：100万円			

↑

令和 2 年度												
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円								30	20	20		
									期間合計：70万円			

売上減少額の算定

100万円（前年対象期間売上） - 70万円（対象期間売上） = 30万円

【上限額】 事業者が個人事業者で、対象店舗を 1 店舗経営していた場合

1 店舗×40 万円 = 基準額：40 万円 と 個人事業主の最大上限額：100 万円 比較
低い方 → 申請限度額：40 万

【申請額】

売上減少額（30 万円）と申請限度額（40 万円）比較

低い方 → 申請額：30 万円 となります。

例 2：令和 2 年 11 月から令和 3 年 1 月の対象期間売上 95 万円、前年同期売上 200 万円の場合

令和元年度												
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円								50	80	70		
									期間合計：200万円			

↑

令和 2 年度												
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円								30	20	45		
									期間合計：95万円			

売上減少額の算定

200万円（前年対象期間売上） - 95万円（対象期間売上） = 105万円

【上限額】 事業者が法人であり、対象店舗を 2 店舗経営していた場合

2 店舗×40 万円 = 基準額：80 万円 と 法人の最大上限額：200 万円 比較
低い方 → 申請限度額：80 万円

【申請額】

売上減少額（105 万円）と申請限度額（80 万円）比較

低い方 → 申請額：80 万円 となります。

(5) 新規創業者等の特例（前年度同期間の売上が存在しない場合）

○ 前年の売上げが存在しない者においては、比較月の直近までのいずれか一月の売上げ若しくはいずれかの連続する3か月の売上げの合計を算定に用いることができます。

※ 一月の売上を対象期間の売上と比較する際には、一月の売上を3倍し、算定を行います。

例1：R2.9月に1店舗開業した事業者が12月～2月の対象期間と直近までの9月～11月を比較する場合

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円						30	35	40	25	15	20	

105万円（9月～11月売上計）－ 60万円（12月～2月売上計）＝45万円

売上減少額（45万円）＞ 申請限度額（40万円） のため、**支援金額は 40万円**となります。

例2：R2.11月に1店舗開業した事業者が、12月～2月と11月を比較する場合

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円								30	25	15	20	

90万円（11月売上×3）－ 60万円（12月～2月売上計）＝30万円

売上減少額（30万円）＜ 申請限度額（40万円） のため、**支援金額は 30万円**となります。

例3：R3.1月に1店舗開業した事業者が、2月～3月と1月を比較する場合

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円										30	15	20

60万円（1月売上×2）－ 35万円（2月～3月売上計）＝25万円

売上減少額（25万円）＜ 申請限度額（40万円） のため、**支援金額は 25万円**となります。

※ 対象期間内の比較可能な月数に応じて売上減少額を算定します。（R3.2月創業の場合は一月分）

(1) 手続きの流れ

① 申請

申請書類と添付書類を、主たる店舗が所在する商工団体（商工会議所・商工会）へ提出してください。

② 支給額の確定・支援金の支給

商工団体（商工会議所・商工会）において申請内容を審査し、支給対象と認められる場合には、交付額を通知するとともに、指定された口座へ支援金を支給します。

(2) 申請書類

申請様式については、申請先の各商工団体（商工会議所・商工会）にお問い合わせください。

※ 下記、県公式 HP にも様式を掲載していますが、商工団体によって様式が異なる場合がありますので、申請先の商工団体へ御確認ください。

【参 考】県公式ホームページについて

（県公式 HP）中小企業者や個人事業主への地域企業経営支援金

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/sangyoushinkou/shougou/shougou/1038722.html>

(3) 申請受付期間

- 各商工団体（商工会議所・商工会）において順次受付を開始する予定です。
- 受付の終了は令和3年6月30日を予定していますが、県公式ホームページ等であらためてお知らせします。

(4) 提出方法

- 申請書は、各商工団体（商工会議所・商工会）へ、原則として郵送で提出してください。
送付の際は、封筒のおもてに「地域企業経営支援金支給事業 係」と記載してください。
- 提出先は、県ホームページ等で順次お知らせします。

(5) 留意事項

- 必要に応じて、申請内容の説明や資料の追加提供等をお願いすることがあります。
- 提出された申請書は返却いたしません。申請内容の確認等で御連絡することもありますので、必ず提出書類については写しを取り、御自身で保管してください。
- 本支援金の取扱いでは他の補助金等との併給は可としていますが、併給することとなる他の補助金等において禁止している場合もありますので個別に御確認ください。

【申請書類（提出書類）】

法人の場合	
1	(法人用) チェックリスト (※個人用と間違わないよう注意/事業所名の入力忘れに注意)
2	(様式 1) 申請書兼請求書 (※押印は代表者印)
3	(別紙 1) 申請額計算書
4	(別紙 2) 誓約書
5	① 法人税 確定申告書の写し (※) 法人税以外の確定申告書は、対象になりません。 (※) 直近の申告期のもの。 (※) 電子申告日時等の記載または税務署受領印または電子申告受信通知のあるもの。
6	②法人概況説明書 (2 枚)
7	③売上減少要件を満たすことがわかる書類 (※) 前年の申告書や今年の売上台帳等
8	④履歴事項全部証明書 (※) 3 か月以内に取得したもの (写し可)
9	⑤通帳の表紙、見開き面 (名義フリガナのある面) の写し (※) 原則、申請法人名義のもの
10	「その他」 (対象業種を営んでいることの証明が必要な場合など)

個人事業主の場合	
1	(個人用) チェックリスト (※法人用と間違わないよう注意/事業所名の入力忘れに注意)
2	(様式 1) 申請書兼請求書 (※住所は自宅住所記入)
3	(別紙 1) 申請額計算書
4	(別紙 2) 誓約書
5	① 令和 2 年分 の (所得税) 確定申告書の写し (※) 令和 2 年分の (所得税) 確定申告を行っていない場合は、対象になりません。 (※) 原則、電子申告日時等の記載または税務署受領印または電子申告受信通知のあるもの
6	②青色申告決算書 (1～4 枚) または (白色) 収支内訳書 (1～2 枚)
7	③売上減少要件を満たすことがわかる書類 (※) 前年の申告書や今年の売上台帳等
8	④本人確認書 (運転免許証/パスポート/健康保険証 など) の写し
9	⑤通帳の表紙、見開き面 (名義フリガナのある面) の写し (※) 原則、申請者の個人名義のもの
10	「その他」 (対象業種を営んでいることの証明が必要な場合、新規創業者等の特例を使う場合 (開業届)、必要に応じて納税証明書など)

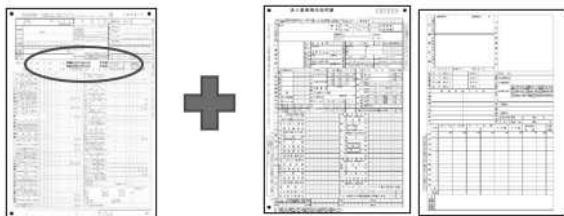
※ 書類は【A 4】サイズとし、上記表の順番通り並べて郵送してください。

【参 考 4】 申請書添付書類について

■法人の場合

①法人税確定申告書 + ②法人概況説明書（2枚）

（※直近決算期で申告が終了したもの）



<input type="checkbox"/>	日	事業年度分の法人税	申告書	※年
<input type="checkbox"/>	日	課税事業年度分の地方法人税	申告書	※月
<input type="checkbox"/>	日	(中間申告の場合 令和 年 月 日)	申告書	※日
		(の計算期間 令和 年 月 日)		※税理の号

※道府県民税、市民税、消費税など他の書類は不可

（※）法人税確定申告書は、

【A】 電子申告（受付）日時等の記載があるもの

【B】 税務署受領印があるもの

【C】 電子申告日時、受領印が無い申告書 + 電子申告の受信通知

のいずれかとします。

【A】の例

【B】の例

【C】の例

③売上減少要件を満たすことがわかる書類

- ・ 売上は対象店舗の売上合計ではなく、申請事業者全体の売上合計となります。
- ・ 税抜き方式を採用している場合は、税抜き金額で比較しても構いません。
- ・ 申請書に記入した各月の売上がわかる書類を添付してください。
- ・ 複数の書類や費目の金額を合算している場合は、どの金額を合計しているのかがわかるようマーカーや補足をしてください。

（書類例）

- 法人概況説明書の月別売上欄（※千円単位の額をそのまま記入してください）
- 経理ソフトから抽出した売上データ
- エクセルによる集計データ
- 手書きの売上台帳のコピー（※年月や合計額の記載があるか確認してください）

④履歴事項全部証明書 (※3か月以内に取得したもの)

⑤支援金振込先の通帳の写し

(※原則、申請法人名義の通帳を準備してください)

●表紙+見開き面(名義フリガナが書いてある面) ※どちらも必要です。

●電子通帳の場合は、口座番号、名義等がわかる画面のコピーなどでも可

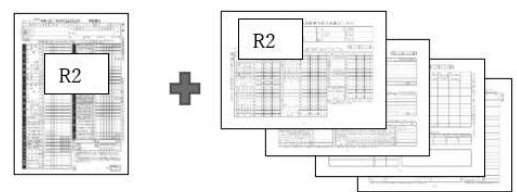


■個人事業主の場合

令和2年分の(所得税)確定申告を行っていない場合は、対象になりません。市県民税申告書や消費税申告書などの他の書類での代用はできません。令和2年分の確定申告期間は4月15日までとなっています。(※期間経過後の申告に関しては、税務署へご相談ください)

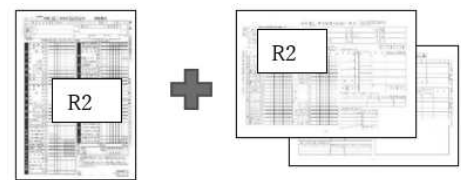
●青色申告の場合

- ①令和2年分の(所得税)確定申告書(※)
- ②青色申告決算書(1~4ページ)



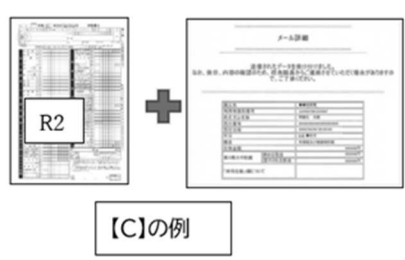
●白色申告の場合

- ①令和2年分の(所得税)確定申告書(※)
- ②(白色)収支内訳書(1~2ページ)



(※)確定申告書は、

- 【A】「電子申告(受付)日時等の記載があるもの」
- 【B】「税務署受領印があるもの」
- 【C】「電子申告日時、受領印が無い申告書+電子申告の受信通知」 のいずれかを原則とします。



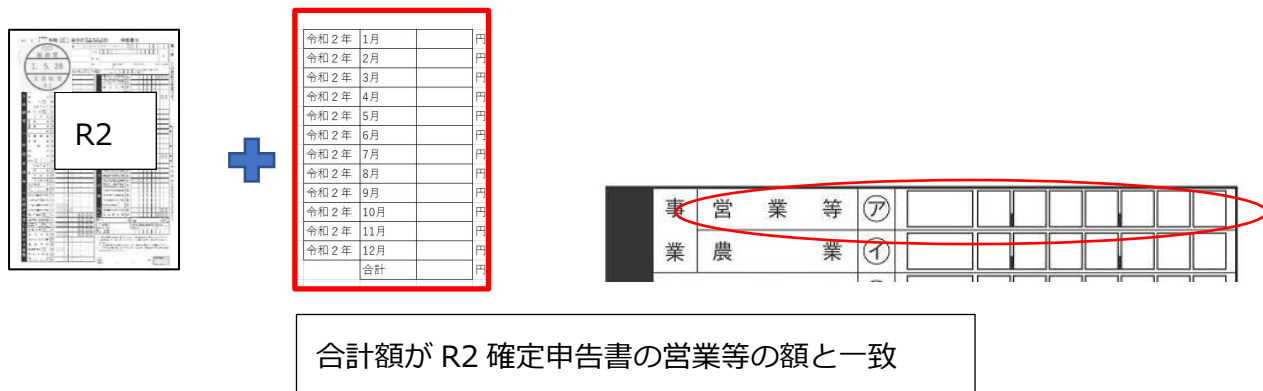
原則、「【A】～【C】に該当する申告書+青色申告決算書または収支内訳書」を提出書類としますが、以下の例外にあてはまる場合は、それらの書類を提出してください。

●例外①:【A】～【C】に該当する申告書はあるが、青色申告決算書・収支内訳書がない場合

→青色申告決算書・収支内訳書の代わりに、令和2年1月～12月の月別売上をまとめた書類を添付してください（様式任意。その合計額が申告書の営業等の額と一致すること）。

※ 「税理士」や「商工会議所・商工会」を通じて帳簿を作成している場合に限りです。

例外①: 電子申告記載等がある令和2年分確定申告書+令和2年1月～12月の月別売上をまとめた書類



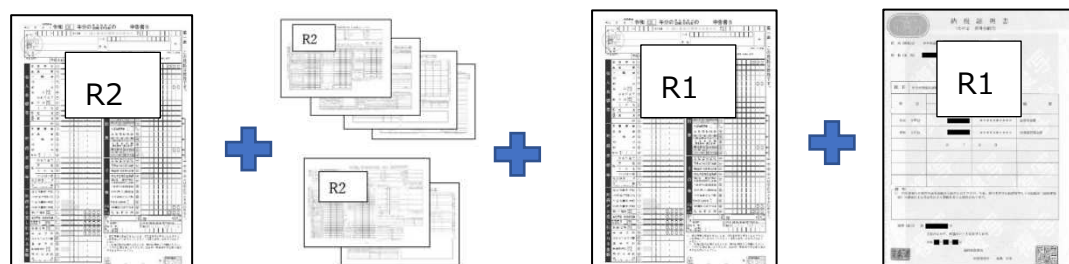
●例外②:【A】～【C】に該当する申告書はないが、青色申告決算書・収支内訳書に税務署受領印がある場合

例外②: 電子申告記載等がない令和2年分確定申告書+税務署受領印のある青色申告決算書・収支内訳書



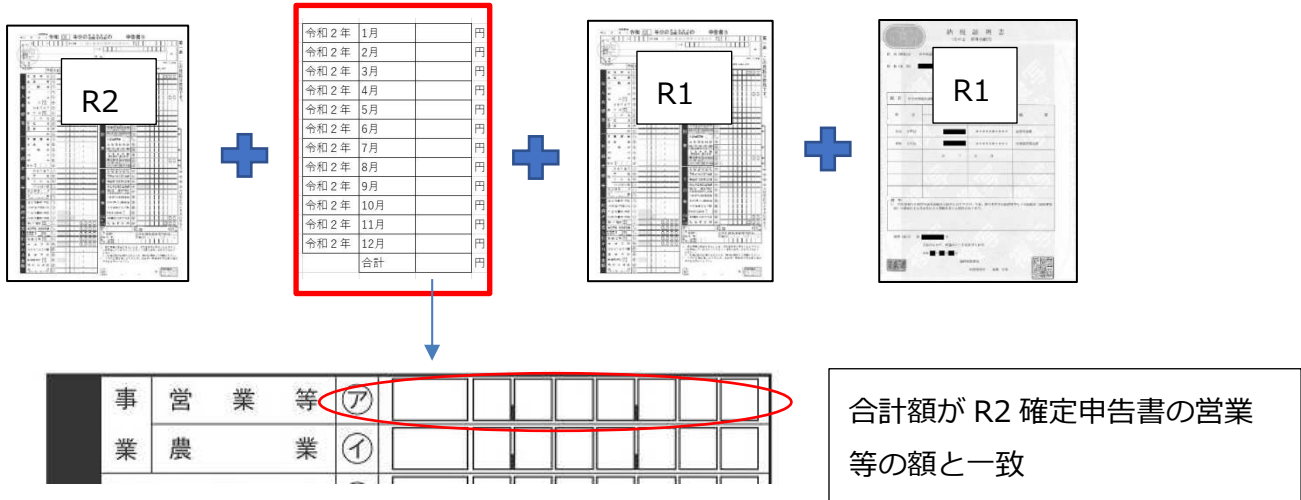
●例外③:【A】～【C】に該当する申告書はないが、青色申告決算書・収支内訳書がある場合

例外③: 電子申告記載等がない令和2年分確定申告書+青色申告決算書・収支内訳書
+令和1年分の確定申告書+(令和1年分所得税)納税証明書(その2・所得金額用)



●例外④：【A】～【C】に該当する申告書がなく、青色申告決算書、（白色）収支内訳書もない場合

例外④：電子申告記載等がない令和2年分確定申告書＋令和2年1月～12月の月別売上をまとめた書類
 ＋令和1年分の確定申告書＋（令和1年分所得税）納税証明書（その2・所得金額用）



③売上減少要件を満たすことがわかる書類

- ・ 売上は店舗単位ではなく、申請事業者全体の売上となります。
- ・ 税抜き方式を採用している場合は、税抜き金額で比較しても構いません。
- ・ 申請書に記入した各月の売上がわかるものを添付してください。
- ・ 複数の書類や費目の金額を合算している場合は、どの金額を合計しているのかがわかるようマーカーや補足をしてください。

（書類例）

- 青色申告決算書（2ページ目の月別売上欄）
 - 経理ソフトから抽出した売上データ
 - エクセルによる集計データ
 - 手書きの売上台帳のコピー
- （※年月や合計額の記載があるか確認してください）

手書きの売上台帳のコピーなど

2020年5月分
株式会社やちん

売上台帳
売上が減った月が明確にわかるようにすること

日付	摘要	金額
5/7	商品A	40,000
	商品B	50,000
5/11	商品C	60,000
	商品D	
合計金額		1,500,000

売上が明確にわかるようにすること

売上箇所のマーカー例

○月別売上(税込)金額及び仕入金額

月	売上(税込)金額	仕入金額
1	1,993,550	712,000
2	2,056,890	734,600
3	2,606,950	932,000
4	2,668,290	953,900
5	2,422,930	866,200
6	2,545,610	910,100
7	2,361,590	845,000
8	2,208,240	789,500
9	2,300,250	822,000
10	2,760,300	986,000
11	3,067,000	1,096,000
12	3,680,400	1,315,700
計	36,000,000	
計	3,103,000	1,096,300

④本人確認書類（申請者（代表者）本人のもの）

- 運転免許証／パスポート／健康保険証 など

※マイナンバーカードを提出する場合は、マイナンバー部分は黒塗りにしてください。

⑤支援金振込先の通帳の写し

（※原則、申請者個人名義の通帳を準備してください）

- 表紙＋見開き面（名義フリガナが書いてある面）※どちらも必要です。
- 電子通帳の場合は、口座番号、名義等がわかる画面のコピーなどでも可



（１）書類の保管

支援金の支給を受けた場合は、提出書類を含めた関係書類について、令和9年3月31日まで保管しておかなければいけません。

また、会計処理に当たっては、支援金収入を他の収入と区別できるようにしてください。

（２）支給決定の取り消し

支給要件に該当しない者が虚偽の申請など不正な手段によって支援金の支給決定を受けたことが判明したときは、支給決定を取り消し、支援金を返還していただきます。

この場合、支援金の返還を命じられ、その期限までに納付しなかった場合には、延滞金が発生します。

（３）立入検査

県及び商工団体（商工会議所・商工会）は、予算の執行の適正を期するため必要がある場合に、申請内容について報告を求めたり、職員による立入検査を行う場合があります。